

事前協議及び一般廃棄物処分業許可申請フロー

主な流れ		事業計画者	水戸市(ごみ減量課)
事前協議	① <u>事業計画書</u> の事前相談 <small>要領第5条第1項</small>	・市に事業計画についての事前相談	・事業者から事業計画についての事前相談
	② <u>事業計画書</u> の提出 <small>要領第5条第2項</small>	・市に事業計画書を提出(様式第1号)	・事業者から提出された事業計画書により事前協議を開始
	③ <u>調査の実施</u> 現地調査 関係機関照会 <small>要領第6条第1項</small>	・市に現地で事業計画について説明	・事業計画者と現地調査を実施 ・関係機関へ他法令遵守事項照会
	④ <u>調査の意見</u> を提示 <small>要領第6条第2項</small>		・現地調査の結果の意見及び関係機関照会結果を事業計画者に対して提示(様式第2号)
	⑤ <u>意見の対応結果書</u> の提出 <small>要領第6条第3項</small>	・市から示された意見への対応結果を報告(様式第3号)	
	⑥ <u>結果通知書</u> を送付 <small>要領第7条</small>		・いままでの内容を十分に勘案し、事前協議の結果を事業計画者に通知(様式第4号)
施設の着工	⑦ <u>施設設置工事</u> の着工 <small>要領第11条</small>	・市に工事着工届の提出(様式第7号)	
	⑧ <u>工事完了届</u> の提出 <small>要領第12条</small>	・市に工事完了届の提出(様式第8号)	
	⑨ <u>工事確認通知書</u> の通知 <small>要領第13条第2項</small>		・完了届を受けて、事業計画書のとおり施設の設置が行われたか確認し、確認通知書を通知する。(様式第9号)
処分業許可申請	⑩ <u>一般廃棄物処分業許可申請書</u> の提出	・市に一般廃棄物処分業の許可申請書を提出	・事業者から提出された一般廃棄物処分業許可申請書により審査を開始
	⑪ <u>欠格事由照会</u> を実施		・関係機関に照会を実施
	⑫ <u>許可申請に対する行政処分</u> の決定		・いままでの内容を十分に勘案し、行政処分の結果を事業計画者に通知

標準処理期間 60日